

付 議 第 5 号

高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案に係る意見聴取
に関する議案

平成 29 年 12 月高知県議会定例会提出予定の議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

（委任事務）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）第29条第2項の規定により、次のとおり指定管理者として指定する。

平成29年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立高知公園
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市仁井田4563番地1
入交グループ高知公園管理組合
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案説明

高知県立高知公園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

高知県立高知公園の指定管理について

1 施設概要

- ・名称 高知県立高知公園
- ・都市公園の指定 昭和 33 年 10 月
- ・面積 約 10.6ha
- ・有料施設 天守・懐徳館（本丸御殿）・東多聞・廊下門 駐車場

2 指定管理者の公募

- ・業務内容 公園の維持管理（清掃、警備、植栽管理、小修繕等）
懐徳館及び駐車場の料金徴収
利用者対応と利用者の増加対策
- ・公募期間 平成 29 年 8 月 28 日から 10 月 26 日
- ・応募団体 入交グループ高知公園管理組合 1 団体のみ
- ・選考委員会 平成 29 年 11 月 9 日
委員 5 名
総得点 437 点（500 点満点 100 点×5 委員）

3 指定しようとする団体

- ・団体名称等 入交グループ高知公園管理組合
入交住環境（株）、カネタビジネスサービス（株）、入交道路施設（株）、
セコム高知（株）、セコムジャスティック高知（株）の 5 社で構成
- ・指定実績 平成 19 年～21 年、平成 22 年～24 年、平成 25 年～29 年の 3 期合計 11
年間にわたり指定管理

4 管理代行料（委託料）

127,500 千円（平成 30 年度～34 年度 5 カ年）

※提案額 126,500 千円にサービス改善提案事業にかかる費用として 1,000 千円を加算

5 管理運営の状況

(単位：千円)

| | 年度 | 運営費支出 A | 利用料収入 B | 指定管理料 C = A - B | 入館者 (人) | 備考 |
|------------------|---------|------------|------------|--------------------|------------|------------------------------|
| 直 営 | 16 | 177,983 | 69,642 | | 149,648 | |
| | 17 | 162,097 | 81,699 | | 181,230 | |
| | 18 | 151,395 | 146,069 | | 372,753 | NHK 大河ドラマ「功名が辻」 放映 24 万石博 |
| 指 定 管 理 | 19 | 116,966 | 93,168 | 36,420 | 214,580 | |
| | 20 | 117,908 | 91,845 | 34,370 | 208,580 | |
| | 21 | 127,504 | 106,915 | 33,420 | 252,445 | |
| | 22 | 141,684 | 138,831 | 17,501 | 344,641 | NHK 大河ドラマ「龍馬伝」放 映 であい博 |
| | 23 | 141,168 | 116,383 | 30,328 | 277,117 | |
| | 24 | 136,782 | 109,705 | 35,101 | 252,031 | |
| | 25 | 143,703 | 111,326 | 33,800 | 260,807 | |
| | 26 | 136,651 | 107,956 | 33,800 | 247,266 | |
| | 27 | 145,086 | 116,541 | 33,800 | 269,628 | |
| | 28 | 146,099 | 121,972 | 36,200 | 279,097 | |
| | 29 | 135,271 | 98,251 | 37,020 | 215,888 | 志国高知幕末維 新博 |
| | 30 | 150,245 | 123,965 | 26,280 1,000※ | 300,000 | |
| | 31 | 141,491 | 117,659 | 23,832 | 270,000 | |
| | 32 | 150,245 | 123,965 | 26,280 | 300,000 | 東京オリンピック・パラ リンピック |
| | 33 | 141,491 | 116,437 | 25,054 | 270,000 | |
| 34 | 141,491 | 116,437 | 25,054 | 270,000 | | |
| | 5年計 | 724,963 | 598,463 | 127,500 | 1,410,000 | |

*～平成 28 年度決算額 平成 29 年度～予算額

太枠内が今回の議案にかかる予算

※サービス改善提案事業(1,000 千円)については、実施時期未定のため、
便宜上初年度の平成 30 年度に計上

公の施設の指定管理者制度に関する運用指針（抜粋）

平成18年7月3日 18 高行管第101号 総務部長通知
 改正 平成22年2月9日 21 高行管第494号 総務部長通知
 改正 平成27年12月25日 27 高行管第256号 総務部長通知
 改正 平成28年10月17日 28 高行管第181号 総務部長通知
 改正 平成29年4月27日 29 高行管第14号 総務部長通知

第3 指定管理者の選定手続に関する事項

2 指定管理者の公募手続

- (1) 募集方法（略）
- (2) 募集期間等（略）
- (3) 応募者の資格要件

ア 地域要件

指定管理者の公募に当たっては、施設を適切に管理する能力を求めることは当然であるが、一方では地域経済の活性化や県内雇用の確保も念頭に置く必要があるため、募集要項等においては、次のとおり事業者の所在地等に係る要件を定めるものとする。

- ・ 県内事業者（県内に主たる事業所（本社又は本店等）を置く者をいう。以下同じ。）を対象に募集することを基本とする。
- ・ 地域に密着した施設や比較的小規模の施設であって、地域内の事業者や団体に管理させることが望ましいと認められる場合には、更に一定の地域要件を付けることもできることとする。ただし、競争性の確保に留意し、「なぜその地域内の事業者でなければいけないのか」の理由を明らかにする。
- ・ あらかじめ県内事業者での対応が困難であることが想定される場合又は県内事業者に限定することによって競争性が著しく損なわれることが想定される場合は、県内事業者の履行能力を強化することを目的として、複数の事業者によるグループでの応募を要件とすることを検討する。
なお、グループの構成は、次のいずれかとする。
 - (ア) 県内事業者のみによるもの
 - (イ) 県内事業者と県外事業者（高知県内に事業所、事務所等（以下「事業所等」という。）を置く者に限る。なお、応募時点において事業所等を置いていない場合は、指定管理を開始する時点までに事業所等を置く者に限る。）によるもの

イ 知事等が役員を務める団体の除外（略）

ウ その他の制限事項（欠格事項）の例（略）

○高知県立都市公園条例（抜粋）

（平成 17 年 3 月 29 日条例第 7 号）

（指定管理者による管理等）

第 3 条 都市公園の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定に基づき指定管理者に都市公園の管理を行わせる場合においては、知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、都市公園の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、知事が適当であると認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

3 前項ただし書の規定に基づく指定管理者の候補者の選定に当たっては、知事は、第 28 条各号に掲げる書類の提出を求め、第 29 条第 1 項各号に掲げる選定の基準に照らして判断するものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 27 条 指定管理者が行うことができる都市公園の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第 10 条に規定する特定公園施設の利用の許可、第 13 条に規定する特定公園施設の利用の許可の取消し等その他の特定公園施設の利用の許可に関する業務

(2) 第 20 条に規定する利用料の徴収に関する業務(調定事務を除く。)

(3) 第 23 条及び前条第 1 項に規定する利用料金の収受、第 25 条に規定する利用料金の減免、第 26 条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

(4) 都市公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、都市公園を管理するために知事が必要があると認める業務

2 指定管理者に前項第 1 号に掲げる業務を行わせる場合における第 10 条及び第 14 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同項中「第 4 条第 1 項又は第 10 条第 1 項」とあるのは「第 27 条第 2 項において読み替えて適用する第 10 条第 1 項」とする。

（指定管理者の指定の申請）

第 28 条 第 3 条第 2 項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第 1 項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

(1) 前条第 1 項各号に掲げる業務(以下「業務」という。)に係る事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定等)

第 29 条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

(1) 前条第 1 号の事業計画書(以下この項において「事業計画書」という。)による都市公園の管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が都市公園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、それに要する経費が最少であること。

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して継続的に行う能力を有しており、又は確保することができるものであること。

2 知事は、第 3 条第 2 項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。